

内閣内務省

内務大臣官房 第三號

東京市區改正委員命免、件

宮中顧問官長 與專齋

東京市區改正委員被免

宮中顧問官長 與專齋

東京市區改正臨時委員被仰付

右頭書之通命セシ度候

明治廿五年一月九日

内務大臣子爵品川彌二郎



内閣總理大臣伯爵松方正義殿

内閣内才五

内務大臣第二號

東京市區改正委員被命ノ件

内務省庶務局長大谷

靖

東京市區改正委員ヲ命ス

右欽書之通命セラル度候

明治廿五年一月九日

内務大臣子爵品川彌二郎



内閣總理大臣伯爵松方正義殿

内閣上奏書八前件ニ附ス

内閣内省六

内務大臣 第四號

東京市區改正臨時委員被免ノ件

東京市區改正臨時委員免ス 洪澤榮一

同 上 益田孝

右頭書之通命セシ度候

明治廿五年一月九日

内務大臣子爵品川彌二郎



内閣總理大臣伯爵松方正義殿

内閣上奏書八前件ニ

附ス



東京市區改正委員命免ノ件

右謹テ奏ス

明治廿五年一月十三日

内閣總理大臣伯爵松方正義

奏

内閣内務

六五四

一月十三日裁可

明治廿五年一月十一日

内閣書記官

多田

宗

長

内閣總理大臣

若

内閣書記官長

宮中顧問官長與專齋

東京市改正委員被免

宮中顧問官長與專齋

東京市改正臨時委員被仰付

内務省庶務局長大谷 靖

東京市改正委員中 余又

正
副
印

從四位 澁澤榮一

益田 孝

東京市已改正臨時委員ヲ免ス

内務大臣
官房

第一

號

宮中顧問官從四位勲三等長與專齋
兼任中央衛生會會長

右頭書之通命セラル度閣議ヲ請フ
明治廿五年一月九日

内務大臣子爵品川彌二郎



内閣總理大臣伯爵松方正義殿